

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 15 条第 6 項の規定に基づく実施状況は以下のとおりです。

○実施状況（数値目標に対する進捗状況）

（1）女性職員の登用

【目標】

平成 32 年度までに、課長補佐相当職以上の職員に対する女性職員の割合を、10%以上にします。

【取組状況】

意欲と能力のある女性職員を、適切なポストに積極的に配置していきます。

【実績】※各年 4 月 1 日現在

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
課長補佐相当職以上の全職員数（人）	7	8	8			
課長補佐相当職以上の女性職員数（人）	0	1	1			
女性職員の割合（%）	0	12.5	12.5			

（2）年次休暇取得率の向上

【目標】

平成 32 年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を、平成 27 年の実績（32.5%）から 3 割以上引上げ、43%以上にします。

【取組状況】

職員が年次休暇を取得しやすいよう、週休日や連休に組み合わせての取得を促す等、定期的な声掛けをしています。

【実績】

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
取得率（%）	32.5	39.5	41.5			